

公契約のあり方検討会議 とりまとめ <たたき台>

1 政策推進に公契約を活用する

- 税収が減り、高齢化も進む中で、サービス行政をこのまま続けければ赤字が拡大し、持続可能性でなくなる、との認識の中で、「公契約」という手法は21世紀型の行政のイメージとして面白い事例である。
- 政策推進の手法として、規制や補助金、啓発などの手法に加え、公契約が注目されるようになった。それぞれの手法にはメリット・デメリットがあり、様々な行政分野に応じて、これらを効果的に組み合わせる必要がある。
また、政策推進に関わることを公契約に取り込む場合は、その公契約の目的に見合った（関連の深い）政策とすることが有効である。
- 公契約の取組は、新しい話であり、取組も体系立っていないので、例えば、契約からの排除、入札における加点・減点などについて、まずは整理が必要である。
- 品質や技術に加え「プラスアルファ」を持っている企業や、今後、愛知県が進めたい施策に資する企業を育て、そこに発注することで、福祉や防災などの取組が進む。
例えば障害者就労施設への発注などの取組は、多少コストは高いが、そうした公契約を通じた福祉や防災などの取組が、事業者にとって社会貢献・CSRの実績となり、ひいては事業者の誇り・PRになる（言わば「宮内庁御用達」のような）公契約を検討すべきではないか。
- ただし、県内企業は一様ではなく、大手企業から零細企業まで様々であるため、公契約を結ぶ条件として、高い目標を掲げたら、取組の裾野は広がらない。**ハードルを下げて、第1ステップを踏み出せるようにする必要がある。**
また、公契約を通じて政策推進を求めるならば、受注者側に余分なコストが発生することを認識する必要があり、そのことについて、県民の理解も必要である。

2 総合評価方式の導入拡大を検討する

- 価格入札では、下落を止めるメカニズムが働かないため、その歯止めとして総合評価方式で対応していくことも考えられる。
公契約を社会的な価値を高める政策手法として活用し、企業を加點評価する仕組みを整えることで、地元中小企業の育成を図っていくことが考えられる。
- 事業者と同様に、自治体にも住民の生活水準を維持する社会的責任を果たす責務がある。

総合評価方式における、価格以外の評価項目を検討する場合は、「県の担当者」ではなく、県民も含めた「県全体にとって」有利な条件を選択すべきだ。

- ・ ただし、公共工事では、経営事項審査や入札参加資格審査において、過去の工事成績を評価するなど「企業」を評価する仕組みが出来上がっており、その上で、品質確保法に基づき、「個々の契約」において総合評価方式を採用し、落札者決定基準において、専ら技術力を評価する仕組みが機能している。
- ・ また、清掃、警備など業務委託契約への「総合評価方式」の導入を検討する際は、競争入札により希薄となった「地元企業の育成」の観点を検討すべきである。

3 政策分野ごとの取組を強化する

- ・ 個々の政策について、規制や補助金など、これまで既に取り組みされている政策メニューがある。それに加えて、公契約の活用を検討する場合には、その手法が有効なのか、そうでないのかを見極めることが必要である。
- ・ 例えば、障害者福祉の分野では、福祉的就労で働く障害者の工賃は低い状況にあることから、障害者優先調達推進法を踏まえ、軽印刷・クリーニングなど多くの官公需を受注できるよう、まずは福祉行政として取り組む必要がある。
また、就労施設の側も行政や企業向けに提供できる物品役務に関する情報発信を強化する必要がある。
- ・ この優先調達法では、障害者の法定雇用率の達成や就労施設等から物品役務を相当程度調達する企業を入札参加資格で考慮する仕組みについても、規定されており、他県では、一定金額以上の契約はそうした企業から優先調達したり、入札での優先指名などに取り組む自治体もあるので、今後検討していくべきである。
- ・ また、障害者雇用を広げるにも、公契約で「雇用継続」の条項を追加することよりも、就業・就労の機会を充実させる取組を、業界と協力して推進することの方が重要と思われる。
また、複数年度の契約にすることでも、障害者の雇用安定につながる。

4 事業者に法令遵守・社会的責任を求める

- ・ 消費者に「フェアトレード」への関心が高まっている。公正な賃金を払う、無農薬の農産物など、商品の背景にあるものが購買理由となっている。
公契約として「フェアトレード」に取り組めば、県民も評価し、関心を持ってもらえるし、県民運動に広がる可能性もある。そして、民間どうしの契約にも広がり、企業のブランドイメージ向上につながっていくのではないかと。

- しかし、本質的には、社会的責任や法令遵守を求めていく対象は、「企業」である。個々の契約の際に、社会的責任や法令遵守を求めることは、これらの取組によって生じるコストと、契約を獲得することとを天秤にかけるとなると、注意が必要であり、公共工事の場合は、そのことを入口（入札参加資格など）の段階でチェックしている。
- 従業員の勤務条件等に問題があるとされる企業や過労死が認定された問題企業、あるいは労使紛争や不当労働行為などに関わる企業を、行政機関などから情報提供を受けて減点する仕組みを検討することも考えられる。
- 建設業では、社会保険の加入状況について、業の許可あるいは経営事項審査において指導又は確認する仕組みがあるが、業務委託では徹底されていない。契約当初だけでなく、中途でも加入状況をチェックする仕組みを構築すべきではないか。

5 工事やサービス、物品の質の向上を図る

- 公共工事では、ダンピングを防止し、品質を確保するため、総合評価方式を導入したが、工事成績点がアップするなど一定の成果があった。
 しっかり議論したうえで、業界から拒否反応が出ない形で、政策目標が合うところに導入すれば成果は出るのではないか。
- 業務委託において、品質を確保するためには、適正な仕様書を作成し、それを予定価格の積算に反映することが必要である。
 また、古い施設は維持費が高くなることも考慮し、ライフサイクルコストを確保するという考え方のもと、予算積算していくべきである。
- 入口（業者選定）の段階と、出口（完了検査）の段階で、業者の資質や業務履行を厳正にチェック・指導ができるようにすれば、悪い業者は参入しにくくなる。まずは、職員の資質向上や体制強化を図るべきである。

6 公契約のもとで働く人の賃金について

- 近年、法に基づき定められた最低賃金を上回る賃金の下限額（作業報酬下限額）を定め、受注者や下請け業者等に対して、その額以上を従事者に支払うよう求める条例を制定する動きがある。
- こうした取組の当否をめぐっては、各自治体で様々な議論があり、この検討会議においても、それぞれの立場から議論が交わされた。

（作業報酬下限額に肯定的な意見）

- 近年は、雇用の安定が失われ、労働者の教育・訓練がなされず、非正規雇用が増え、賃金も低下するという悪循環が生まれている。賃金条項により実効性が確保された公契約条例を制定すべき。

- ・ 全建愛知（建築関係の労働組合）の実態調査によれば、公共工事で働く人の賃金は、国が定める設計労務単価を下回っている。
また、重層下請構造の下位で働く人に賃金の改善が波及しにくくなっていることも問題である。
- ・ 生活保護水準が地域別最低賃金よりも高いという逆転現象があることが、野田市や川崎市における条例制定の背景にある。まずは、最低賃金と生活保護基準との比較をすべきではないか。
また設計労務単価は、実際に労働者に支払ってもらうためのものである。

（作業報酬下限額に否定的な意見）

- ・ 経営者から見れば、例えば、同じ新入社員のAさんは時給 1500 円の公契約で、Bさんは時給 800 円の民間契約で、という話になったら、労務管理ができない。
- ・ 個々の労働者は、公契約だけで働いているとは限らないし、賃金は技能に応じて決めるべきものであり、下限額を設定することは難しい。
また、下限額を設定しても、県内の類似の契約に波及する可能性は低く、県の契約で働く人だけ利益を享受し、他の人々は、税金を負担するだけでメリットが無い。
- ・ 労務単価は、そもそも工事費を算出するために使う数字であり、労働者に支払う賃金は、あくまで経営者が決めることである。
賃金が低ければ、労働者が集まらなくなるだけの話である。

（その他の社会状況に着目した意見）

- ・ 千葉県野田市が条例をつくった頃に比べると、東日本大震災の復興事業の関係で公共事業が増えているほか、アベノミクス、東京五輪の決定、消費増税の駆け込み需要など、社会状況が変わっている。
- ・ 我が国では、25～26 万人の障害のある方が福祉的就労で働いているが、就労継続B型事業所の場合、月額 14400 円ほどの工賃しか得られず、障害基礎年金 2 級の年額 77 万円と併せても、生活するのは大変であることも認識すべき。

7 総合的な枠組みの必要性

- ・ いきなり高いレベルのことをやるのではなく、まず、土台・ベースをつくり、徐々にグレードアップさせるべき。
- ・ ○○○